

令和5年度 児童福祉施設指導監査結果(母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園)

■ 令和5年度は児童福祉施設のうち、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園に対する指導監査を42件実施しました。

※ 「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1 母子生活支援施設	佐保山荘	社会福祉法人奈良社会福祉院	実地監査	一部の入所者の自立支援計画が定期的に更新されていなかった。 入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案してその自立を支援するための計画を策定しておくこと。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第29条の2】【母子生活支援施設運営指針第Ⅱ-2(1)】	自立支援計画書は、当施設の事業計画にも年2回(入所時に1回目、6か月後に2回目)作成すると記載しています。しかし、一部の入所者に関して、入所時の自立支援計画が作成されていませんでした。 通常、入所時に「入所直後の調べ、手続きメモ」を作成、それに基づき支援を開始し、入所者と話をしながら具体的な計画書につなげていました。今回の場合、入所後、母子が施設での生活に慣れることや職員と母子が信頼関係を構築することに時間を要し、そのまま計画の作成が遅れてしまいました。 今後は、入所日、計画書の見直し時期が分かる一覧表を作成し、複数担当制も導入、全職員で作成状況を共有、把握し、自立支援計画書の定期的な作成を遵守します。
2 保育所	あいづ保育園 (分園を含む。)	社会福祉法人バルツァ事業会	実地監査	児童の個人情報の取り扱いに関する同意書の使用目的に、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対しての児童に関する情報の提供を含むことを明確にすること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第27条第3項】	・個人情報の取り扱いについての書類に追記をした。 「追記内容」 ・他の特定保育施設への接続
3 保育所	あかね保育園	社会福祉法人秋篠茜会	実地監査	無	
4 保育所	桜華保育園	社会福祉法人大和清泉会	実地監査	無	
5 保育所	春日よつば保育園	社会福祉法人子どものアトリエ	実地監査	土曜日における延長保育時間について、運営規程及び重要事項説明書の規定又は記載において整合性を欠いていたため、是正すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条及び第20条】	運営規定 第7条 (1)(2)について、下記のように追記 ただし、土曜日は18時30分までとする 本追記により、運営規定(別表2)及び重要事項8(※注2)と整合性をとる。 なお、運営規定の変更には理事会が必要であるため、令和6年3月18日(日)開催の理事会において議題にあげ協議の予定 後日、議事録送付

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
6	保育所	学研奈良ピュア保育園	社会福祉法人香久山会	実地監査	朝の時間帯において、保育所に保育士が1名のみの状態で園児に対して保育を提供している日があった。 開所時間中に保育する園児が1名以上いる場合は、保育士の配置数が2人を下回ることのないように留意すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項】	指導を受け、早朝勤務職員の配置数の漏れがないように再度見直しをしました。以降、人員の不足がある保育提供日は発生しておりません。 今後も適切に保育士人員の配置を行います。
7	保育所	こまどり保育園	社会福祉法人奈良愛育会	実地監査	無	
8	保育所	西大寺保育園	宗教法人西大寺	実地監査	土曜日の朝の7時から8時30分までの時間帯において、保育所に保育士が1名のみの状態で園児に対して保育を提供している日があった。 開園時間中に保育する園児が1名以上いる場合は、保育士の配置数が2人を下回ることのないように留意すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項】 消火訓練の実施が記録で確認できない月があった。今後は、毎月1回以上消火訓練を実施したことが明確になるように訓練内容を記録し、保管すること。 なお、消火訓練としては、毎回消火器の取扱いの確認を行うことを検討すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項】	令和6年度より土曜日の早朝であっても保育士が2名を下回らない体制にします。 令和5年10月から、消火訓練の実施内容を明確に記録するようにしました。また、消火訓練において消火器の取扱い等の確認も記録するようにしました。
9	保育所	西大寺南みどりの園保育園	社会福祉法人健仁会	実地監査	無	
10	保育所	白藤学園おおみや保育園	学校法人白藤学園	実地監査	消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行い、実施したことが明確になるよう記録すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第2項】	令和4年度の消火訓練は、毎月、避難訓練後、子ども達が落ち着いてから各年齢の保育士が、事前にきめていた消火器(10本)を担当個所から事務所に持っていく、消火器の操作を確認していた。(5月には水消火器を使っの消火訓練を実施) 日誌には「保育士は、訓練後、消火器の場所を確認しておく」等と簡略して記載していたため、今後は、消火訓練の実施内容をより具体的に記載していくことで、今回の指導に対して改善としていきたい。
11	保育所	新大宮駅前みどりの園保育園	社会福祉法人健仁会	実地監査	屋外遊技場の面積については、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上としなければならないが、基準を下回っていた。今後は、園児の受入れに際してあらかじめ面積要件等を確認し、基準の範囲内で運営できるように留意すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号】	屋外遊技場の面積に申請モレがあった為、3/12に保育課に変更届出書を提出済。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
12	保育所	すまいる保育園	社会福祉法人 奈良万葉会	実地監査	無	
13	保育所	ソフィア富雄保 育園	社会福祉法人 みやび	実地監査	無	
14	保育所	そら保育園 (分園を含む。)	社会福祉法人 どんぐり	実地監査	無	
15	保育所	とみお駅前保 育園	社会福祉法人 奈良苑	実地監査	無	
16	保育所	登美ヶ丘マミ ズ保育園	社会福祉法人 福寿会	実地監査	無	
17	保育所	奈良ルーテル 保育園	社会福祉法人 近畿福音ルー テル福祉会	実地監査	屋外遊技場の面積については、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上としなければならないが、基準を下回っていた。今後は、園児の受入れに際してあらかじめ面積要件等を確認し、基準の範囲内で運営できるように留意すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号】	1. 園庭面積を5.75㎡増やし252.6㎡になりました。市に変更届を提出し、令和6年2月20日付けで受理されました。 2. 園児数は令和6年4月1日時点で2才児20人(年度途中退園1人)、3才児17人、4歳児20人(年度途中退園1人)、5才児18人 合計75人 75人×3.3㎡＝247.5㎡
18	保育所	西奈良ルーテ ル保育園	社会福祉法人 近畿福音ルー テル福祉会	実地監査	無	
19	保育所	西の京さくら保 育園	社会福祉法人 育宝会	実地監査	無	
20	保育所	西ノ京みどりの 園保育園	社会福祉法人 健仁会	実地監査	土曜日の朝の時間帯において、保育所に保育士が1名のみの状態で園児に対して保育を提供している日があった。 開所時間中に保育する園児が1名以上いる場合は、保育士の配置数が2人を下回ることのないように留意すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項】	土曜日の朝の時間帯に保育士が1名のみの状態で保育を提供している日があった。 上記の指導について、保育士の配置数を2にするため、次のようにシフトを変更した。 A1:7:00～16:00 A2:7:00～17:00 A3:8:00～17:00 A2のシフトの保育士の勤務時間で1時間の超過分は平日に時間調整をしている。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
21	保育所	みずほ保育園	社会福祉法人 平城福祉会	実地監査	無	
22	保育所	みのり保育園	社会福祉法人 あけぼの会	実地監査	運営規程において、虐待の防止を図るために職員に対する研修を実施する旨を規定しているが、虐待の防止を図るための職員に対する研修が実施されていなかった。今後は、虐待の防止を図るための研修を実施し、実施した際には記録を残すこと。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準第20条第10号】	重要事項説明書と運営規程の整合性を是正しました。 ・重要事項説明書に土曜日の延長保育時間(18時30分まで)を記載した。
23	保育所	memorytree奈良 良保育園	株式会社nexus	実地監査	無	
24	保育所	桃の木保育園	社会福祉法人 あけぼの会	実地監査	運営規程において、虐待の防止を図るために職員に対する研修を実施する旨を規定しているが、虐待の防止を図るための職員に対する研修が実施されていなかった。今後は、虐待の防止を図るための研修を実施し、実施した際には記録を残すこと。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準第20条第10号】	西日本あかし研修センター主催で2023年11月17日～12月5日までの期間で開催されたオンライン研修「健康障害のシリーズ「DV・子どもの虐待と健康障害」を園長、主任、保育士計12名が受講しました。引き続き虐待の研修に積極的に参加していきたいと考えています。 それと同時に園内で気になるお子さんの状況を日々把握し、職員間で共有し、必要であれば関係機関につなげる努力をしていきたいと考えています。
25	保育所	YMCAなら保育園	社会福祉法人 奈良YMCA	実地監査	無	
26	幼保連携 型認定こ ども園	あいのそのこ ども園	社会福祉法人 奈良愛の園福 祉会	実地監査	無	
27	幼保連携 型認定こ ども園	あやめ池学園	学校法人吉住 学園	実地監査	無	
28	幼保連携 型認定こ ども園	右京こだま保 育園	社会福祉法人 希望の会	実地監査	無	
29	幼保連携 型認定こ ども園	学園前学園	学校法人吉住 学園	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
30	幼保連携型認定こども園	極楽坊あすかこども園	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団	実地監査	無	
31	幼保連携型認定こども園	こだま保育園	社会福祉法人 希望の会	実地監査	無	
32	幼保連携型認定こども園	佐保川こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	無	
33	幼保連携型認定こども園	佐保山こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	無	
34	幼保連携型認定こども園	白藤学園おおみやこども園	学校法人白藤学園	実地監査	無	
35	幼保連携型認定こども園	大安寺西しろはとこども園	学校法人白鳩学園	実地監査	園児の教育及び保育に直接従事する職員の出退勤時刻及び園児の登降園時刻の記録を欠いている日があった。また、園児の教育及び保育に直接従事する職員の保育終了時刻よりも園児の退園時刻が遅い旨が記録されている日があった。このため、園児の教育及び保育に直接従事する職員の数が常時2人を下っていないことを確認することができなかった。今後は、園児の教育及び保育に直接従事する職員の出退勤時刻及び園児の登降園時刻を適正に記録すること。 また、園長及び副園長のみが園児の教育及び保育に直接従事している時間があったが、園長は園児の教育及び保育に直接従事する職員の員数には含めることができないため、是正すること。 【幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条】	・園児の登降園時刻については、クラス担任が確認し打刻漏れについては入力する。週末に主幹もしくは副園長が再度記録漏れがないかの確認を行う。 ・職員の出退勤の打刻については、園長が記載漏れがないのかの確認を行う。打刻誤りについては自己申告し、修正を行う。 上記により園児の登降園時刻、職員の出退勤時刻を適正に記録を行う。 ・勤務体制(シフト)の見直しを行い、園児の教育及び保育に直接従事する職員は園長を除く職員で構成し、対応する。
36	幼保連携型認定こども園	鶴舞保育園	社会福祉法人 淳心会	実地監査	無	
37	幼保連携型認定こども園	鶴舞やまとこども園	社会福祉法人 郡山双葉会	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
38	幼保連携 型認定こ ども園	富雄藍咲学園	社会福祉法人 楽慈会	実地監査	無	
39	幼保連携 型認定こ ども園	中登美こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉 院	実地監査	無	
40	幼保連携 型認定こ ども園	奈良認定こども 園富雄学園	学校法人吉住 学園	実地監査	保育教諭の時間外勤務の記録が正確に残されておらず、保育教諭が常時2人を下っていないことを確認できなかったため、時間外勤務の時間を含めて勤務時間を正確に記録すること。 【幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条】	早朝保育(午前7時から)において、保育教諭2名以上の勤務実態を出勤時間を管理する書類に正しく明記することを徹底します。又、監査にて指摘のあった箇所については修正を行いました。(別紙添付)
41	幼保連携 型認定こ ども園	明治わらべこども園	社会福祉法人 清心福祉会	実地監査	無	
42	幼保連携 型認定こ ども園	YMCAあきしの 保育園	社会福祉法人 奈良YMCA	実地監査	無	

令和5年度 小規模保育事業所指導監査結果

■ 令和5年度は小規模保育事業所に対する指導監査を実施ませんでした。